

## 原子力立地給付金の交付対象地域にて 北ガスの電気をご契約いただくお客さまにご確認いただきたい事項

### 1. 動力契約（低圧電力等）のご契約に関する注意事項

#### （1）概要

原子力立地給付金<sup>※1</sup>の交付対象地域<sup>※2</sup>にて電気をご使用になるお客さまが、弊社の低圧電力等のメニューをご契約された場合、これまで交付を受けてきた原子力立地給付金が減額となる場合があります。

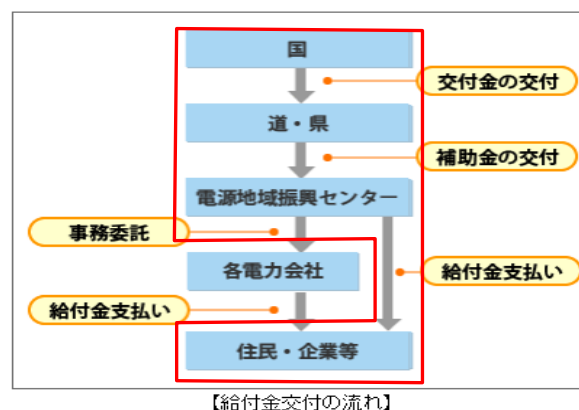
#### （2）詳細

動力契約（低圧電力等）に対する原子力立地給付金は契約電力（kW）を基に算定されます。原子力立地給付金は、これまではお客さまと電力会社（北海道電力）との電気契約の契約電力（kW）に基づいて算定されていましたが、電力自由化により新規参入した小売電気事業者（既存事業者の自由料金を含む）のお客さまについては、小売電気事業者と一般送配電事業者との間で締結する送電線の利用契約（託送契約）の契約電力（kW）<sup>※3</sup>に基づいて算定されることになりました。その結果、お客さまによっては、交付される原子力立地給付金が減額となる場合がありますが、弊社は、減額分の補填等はおこないませんのであらかじめご了承ください。

### 2. 弊社と契約された場合の原子力立地給付金の取扱いに関する事項

#### （1）交付について

毎年10月1日時点で新電力事業者と電気のご契約をされているお客さまに対しては、交付手続きを請け負った事業者（一般財団法人 電源地域振興センター）より給付金が交付されます。支給金額等については、事前に電源地域振興センターから通知されます。



#### （2）交付方法・時期について

##### ■ 交付方法

- ・電気料金のお支払い方法が「口座振替」のお客さまの場合  
⇒原子力立地給付金は電気料金のお支払い口座へ電源地域振興センターからの振込みにより交付されます。
- ・電気料金のお支払い方法が「払込請求書」または「クレジット決済」のお客さまの場合

⇒電気料金のお支払者さまに対し「郵便振替払出証書」が電源地域振興センターより郵送されます。

■交付時期

平成30年1月から3月末が予定されています。

### 3. お客さま情報の取り扱いについて

給付金交付手続きに必要なお客さま情報について、電源地域振興センターからの要請に基づき弊社より以下の情報を提供いたします。

<提供するお客さま情報>

- ①ご契約名義および電気料金お支払い名義
- ②お客さまご住所およびご連絡先
- ③供給地点特定番号
- ④ご契約の料金メニュー、託送契約kW（動力契約の場合）
- ⑤金融機関口座情報（弊社の電気料金を口座振替でお支払いの場合）
- ⑥その他給付金交付に必要な情報（お客さまが法人である場合のご担当者さま名等）

#### ※1 「原子力立地給付金」

原子力発電所の関連施設のある自治体やその周辺自治体の住民や企業に対し、原子力発電への理解と協力を求めるために支給される交付金です。本給付金の交付対象は、原子力発電施設等が立地する市町村及びその周辺地域の住民や企業などであり、10月1日を基準日として電気事業者と契約をしていることが条件で、年1回交付されます。

#### ※2 「交付対象地域」

一般財団法人電源地域振興センターのホームページをご確認ください。

<https://www2.dengen.or.jp/html/works/kyufu/>

#### ※3 「契約電力（kW）」

基準日（10月1日）の契約内容によるもの

以上